

## 実務者養成研修教員調書等に記載する該当番号について

教員調書等に記載する教員の資格要件に関する該当番号は、以下を参照すること。

### ○ 教務に関する主任教員・介護過程Ⅲを担当する教員

社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第7条の2第1号ホ(1)～(5)のいずれかに該当し、実務者研修教員講習会等を修了した者とする。

※下線部は以下のとおり

- (1) 介護福祉士の資格を取得した後5年以上の実務経験を有する者
- (2) 学校教育法に基づく大学(大学院及び短期大学を含む。)又は高等専門学校において、教授、准教授、助教又は講師として、指定規則別表第4の介護の領域に区分される教育に関し教授する資格を有する者
- (3) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程又は社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第4号に規定する高等学校若しくは中等教育学校の教員として、指定規則別表第4の介護の領域に区分される教育に関し3年以上の経験を有する者
- (4) 社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第5号に規定する学校又は同号に規定する養成施設の教員として、指定規則別表第5に定める介護の基本Ⅰ若しくはⅡ、コミュニケーション技術、生活支援技術Ⅰ若しくはⅡ又は介護過程ⅠからⅢまでのいずれかの科目の教育に関し5年以上の経験を有する者
- (5) 社会福祉士及び介護福祉士法附則第9条第1項に規定する高等学校又は中等教育学校(＝特例高等学校)の教員として、指定規則別表第4の介護の領域に区分される教育内容に関し5年以上の経験を有する者

### ○ 医療的ケアを担当する教員

以下のいずれかに該当する者とする。

- (1) 医療的ケア教員講習会修了者であって、かつ医師、保健師、助産師、看護師の資格を取得した後5年以上の実務経験を有する者
- (2) 介護職員によるたんの吸引等の試行事業又は研修事業(不特定多数の者を対象としたものに限る。)における指導者講習会を修了した者であって、かつ医師、保健師、助産師、看護師の資格を取得した後5年以上の実務経験を有する者